

論文

大宰府条坊の基礎的考察

井上 信正

1 はじめに

大宰府に関わる史料・研究は少なくはないが、大宰府機構が機能していた往時のことを伝えてきた一次的な資料は実際には多くない。これを補うものとして、昭和43年（1968）から本格的にはじまった埋蔵文化財発掘調査は大きな役割を担っており、調査成果によって大宰府についての知見は飛躍的に増えた。

古代都市遺跡として知られる大宰府条坊についても同様に、文献史料は極めて少ないため、実態把握は埋蔵文化財がもたらす情報が大きな比重を占めている。ただ、同じ考古資料を踏まえたものであっても各々の資料解釈に違いがあり、それを物語るようにこれまでいくつもの復元案が提示されてきた⁽¹⁾。

発掘調査が進んでも大宰府条坊の全貌をなかなか捉えきれなかったのは、端的には住宅建替等による狭小面積の緊急発掘調査が大半だったこと、つまり遺跡を点でしか把握できなかったことが要因として挙げられる。このため、好条件に恵まれない限り条坊遺構の共通理解が得にくく、また遺跡認識・調査の技術的な問題・資料解釈上の相違もあって、難解なものとなったことは否めないだろう。さらには、政庁Ⅱ期大宰府政庁（以下、第Ⅱ期政庁⁽²⁾）を北の中央に置き、その中軸線をもとに条坊区画が設計されているという、条坊に関する通説的な認識も遺構解釈に大きく影響した。創建年代が天智朝に遡る可能性がある観世音寺は当然条坊区画と整合して収まっているとみなされ（鏡山猛1968、金田章裕1989、宮本雅明1998）、観世音寺中軸線ないしは前面で検出された南北道路遺構（大宰府条坊跡第88次調査他。なお大宰府条坊跡調査については、以下、条88次のように略称する）が条坊区画を考える上での基準遺構と見做された（狭川真一1996、中島恒次郎2008）。ところが、第Ⅱ期政庁・朱雀大路・観世音寺・観世音寺前面道路は大宰府条坊区画と整合していないことが明らかとなっている（井上信正1997・2001）。

筆者は既稿で（井上2001・2008・2009）、考古資料を用いて条坊区画遺構を特定し、文献史料等の比較検討を通じて各区画の条坊呼称、面積単位、条坊設計型、周辺条里との関係を明らかにしてきた。また政庁Ⅱ期主要施設と条坊区画の配置上の齟齬、設計尺度の相違、出土する遺構・遺物から条坊が先行することを述べ、宮都都城の造営経緯や立地比較を通して、大宰府条坊（方格地割）成立が藤原京併行期にあるとし、大宰府に条坊（方格地割）が置かれた意味を日本における条坊制導入の一例と捉えるに至っている。

九州歴史資料館開館40周年を迎えた平成20年（2008）以降、こうした大宰府条坊に関する私見を発表する機会を与えられてきたが、根拠となる基礎的な情報の提示が十分できていなかった。このため本稿では大宰府条坊、また郭心南北大路（朱雀大路）について事例を挙げ再述することとする⁽³⁾。

2 大宰府条坊検討の経緯

鏡山猛の大宰府条坊復原案の再検討が行われた1990年前後には右郭の発掘調査が先行していたが、90年代半ば以降、条坊左郭において道路拡幅・新設が相次ぎ、東西に細長く数百mに亘って調査が行われた（条168次（左郭14条1～3坊）、条179・181・209次（左郭11条1～4坊）他。以下、

条坊呼称は井上2008・2009および本稿による）。これにより、狭川1990で提示されていたような政庁Ⅱ期単体ないし政庁Ⅱ～Ⅲ期に亘って機能した正方位走行の区画溝（道路側溝）が左郭にも存在することが明らかとなり、同時に、条坊区画は政庁中軸を基軸として東西対称に施工されたのではないことが判明した（井上1997）。また、それまで実態がよくわかっていなかった東西道路についても政庁Ⅱ～Ⅲ期に亘って機能した道路の良好な事例を得たこともあり（条178次、右郭18条2坊）、まずは政庁Ⅱ～Ⅲ期といった長期間境界として機能する道路・区画遺構を条坊区画遺構と想定し、条坊内の遺構配置の関係を明らかにするため、国土座標（日本測地系第Ⅱ系。以下、座標に関する計算等はこれによる）を用いる狭川1990と同じ手法で検討を行った（井上2001）⁽⁴⁾。

なお、当時の条坊研究では政庁Ⅱ期とⅢ期とでは異なる条坊施工がなされたことも想定されていたこともあって、政庁Ⅱ期と政庁Ⅲ期以降埋没の区画遺構を分けて検討したが、その位置の差はごくわずかなものとなった⁽⁵⁾。また区画溝が重なって検出される箇所の小穴・土坑の密度は周囲と比べて極端に低いことも判ってきた。こうした状況は、数百年に亘って区画境として機能したことや、このために境界標示に関わる遺構以外の遺構が侵出しなかった実態を示すと捉えられ、条坊区画は当初からその位置を変えていないという結論に至った（井上2008・2009）。なお、区画内にも1/2、1/3、1/4分割するような位置に正方位を向く溝が検出される。これらはその他の遺構と切りあって検出されることも少なくなく、宅地割り等の小規模・臨時的な区画と判断する（井上1997）。

3 大宰府条坊の概要

1) 大宰府条坊の一区画

大宰府条坊は、90m四方の方格地割を単位区画とすることが明らかとなった（井上2001、90m条坊プラン）。その機能時期が政庁Ⅱ～Ⅲ期にあったことは確実で、条坊設計が藤原京・平城京と同じく基準線に基づく分割地割方式だったことも文献史料・遺構配置の検討から具体的に示され、また後述のように政庁Ⅰ期新段階に遡ることを示す区画溝施工事例・整地例も知られるようになってきた（井上2008・2009）。90m四方とはすなわち300小尺四方であるが、当初は宮都同様に大尺設計（250大尺四方）だったと推測される。なお中世にも利用が継続した条坊区画遺構や（特に条坊北西部）、推定プラン上に現在の地割が重なる箇所もある。条坊区画が遺構で捉えられる以上に残存しつづけたことは考えるべきだろう。

区画遺構として主に溝が検出されるが、それは基本的に道路に関する遺構とみられる。幅1m前後の溝はほとんどが道路側溝であろう。幅5mを超える大溝形態のものもある。これらは運河等と想定されるものもあるが（条194次（右郭21条5～6坊）・SD320（右郭5～7条2坊）等）、周囲より一段掘り窪んだ形のいわば「オープンカット状道路」の事例も増えつつある（条259・267次等（いずれも未報告））。これについては、雨水等の滞水・排水そして踏圧が繰り返される中で路面が消耗したことが想定される⁽⁶⁾。井上2009註4では、文献史料に記載される最大面積「八段」の実態を道路を除く宅地部分と想定する中で、道路側溝が必ずしも宅地境ではないことを考えるべきとしたが、宅地面積「八段」の場合、道路占有幅は計算では約9.5mとなる。こうした幅を持つオープンカット状の道路は宅地「八段」に基づく道路占有幅の実態を示すとみることもできよう。

なお、全体的な傾向ではないが、道路側溝ではない溝が側溝に沿って設けられたことも場所によっては確認されている。築地もしくはそれに類する施設が道路脇にあった可能性もまだ否定はできない。今後検討していく必要がある。

2) 遺構からみる条坊区画（方格地割）の成立時期

大宰府条坊の街区は継続して使用されるため、その管理（溝浚渫など）が行われたことを想定すると、奈良期以前に埋没したような区画溝はほとんど見つからない理由は理解できる。ただ、各所での土地利用の変化、溝位置の変化などから、古くに埋没した区画遺構が検出されることがある。

近年では、政庁Ⅰ期新段階に使用時期があったと想定される区画溝が、90m条坊プランに沿って検出されつつある。条坊東側では条157次（左郭11坊路7条路交差点、条157SD205）、中央部では条236-1次（左郭2坊の15条路側溝、条236-1SD015）、条坊西側では条122・222次（右郭10～11坊における12条路推定ライン上の東西溝条122SD045（未報告）・条222SD680）があり、条255次（未報告）では左郭16条2坊を南北に分割する東西溝を検出している。狭川1993は、大宰府条坊内における7世紀末の整地層の存在から当時の設計・施工を推察したが、整地に加えて当時の区画溝の存在が明らかとなりつつあることは、条坊造営時期がいわゆる政庁Ⅰ期新段階にあったことを示す根拠として積極的に評価したい。

なお筆者は、条坊区画と第Ⅱ期政庁・朱雀大路・観世音寺等の政庁Ⅱ期主要施設との設計上のズレ・使用尺度の違いを指摘し、そこからも条坊成立が政庁Ⅱ期に先行する政庁Ⅰ期新段階に遡ることを推察する（井上2001・2008・2009）。

3) 条坊設計の精度

検出される坊路遺構は推定ラインから $\pm 0.02\sim 0.05$ 区画（約1.8～4.5m）に収まる。この誤差は道路幅分程度といえる。条路については、井上2001では多少の誤差を伴うことを述べたが、その後、坊路同様の精度を確保していたことを窺う事例も確認されている。

4) 条坊設計の単位尺の長さ

これについては、座標上の振れを考慮したうえで条坊区画を構成する各遺構間の距離を計測しさらに尺度の長さを変えつつ完数値の出やすくなる傾向を調べることで推定している（井上2001）。この結果、1小尺に換算して29.9～30.0cm付近に集中してピークが現れることがわかった。大尺なら35.8～36.0cmとなる。

5) 条坊の範囲と条坊呼称

条坊の範囲については、南北は22条、東西（左右郭）は共に12坊という鏡山猛説の再検討を行っている。なお、条坊範囲は時代とともに変化した可能性も想定しなければならないと考える。以下では大きく政庁Ⅰ期新段階と政庁Ⅱ～Ⅲ期とに分け、また政庁Ⅱ～Ⅲ期についてはさらに細分化される可能性について述べる。

A. 政庁Ⅰ期新段階（7世紀末～8世紀第1四半期）

この時期の条坊施工具体例がようやく知られるようになったところであり、その範囲や条坊呼称について述べる段階には至っていない。ここでは、現在検出されている東西端について述べることにする。

条坊東側では、左郭7条路と11坊路交差点のL字溝検出例（条157SD205）がある。埋土から出土する最新期の遺物から、溝は8世紀初頭には埋まったことが窺えるが、その使用時期は出土遺物の主体をなす7世紀末とみることができよう。この周辺調査で7世紀末の遺構は見つかっていないが、一帯から出土する遺物はこの時期を上限としており、百済系単弁瓦も出土している（条158次）。

条坊西側については、右郭10～11坊における12条路推定ライン上で東西溝検出例（条122SD045（未報告）・条222SD680）がある。この一帯での調査では、おそらく99%以上が11世紀末～12世紀前半の遺構・遺物で占められており、それ以前のは量的に極めて僅少といえる。その中でこうした古い遺構が検出されることは重要視されるべきで、しかも90m条坊プランに沿った溝という点は注目される。これが条坊痕跡なら、当時の街区施工が以下に述べる政庁Ⅱ・Ⅲ期条坊より広範囲であったことを示すものとなる。後述のように、この付近は条里プランに基づく区画が確認されており、条坊区画と設計線が異なっていることから、今後古い条坊区画が検出されることが期待される。

B. 政庁Ⅱ～Ⅲ期（奈良～平安時代）

条坊呼称 政庁Ⅲ期における条坊呼称については、観世音寺大門の位置と条坊の位置関係を窺うことができる『観世音寺文書』長徳2年（996）閏7月25日の府の下文⁽⁷⁾と各条坊案との比較から解釈が試みられてきた。そこには観世音寺門前の施入地が「左郭四条七坊八坊内」「壺町三段」で、その四至を「西限寺大門」と記す。この文書は、保安元年（1120）に観世音寺が東大寺の末寺となるにあたり文書の案文を作って本寺に進上した際の「観世音寺注進 本寺進上公驗等案文目録事」に入っている「郭内畠地例文一通「南大門」」の中の3枚のうちの一つである。このことからこの「寺大門」は南大門を指したことがわかる。90m条坊プランでは、政庁前面から7区画目に南大門は位置しており、文献史料との一致をみる。つまり、観世音寺南大門の前面を左郭4条7坊とみることで各区画の呼称が復元でき、さらには条坊範囲も窺うことができるのである。以下に述べる条坊範囲もこれから導かれるものである⁽⁸⁾。

なお政庁Ⅱ期の条坊呼称については、史料が存在しないため、政庁Ⅲ期同様だったかは明らかではない。ただ、政庁Ⅱ～Ⅲ期にわたって同じ方格地割を利用しているため、便宜的に政庁Ⅱ期条坊についても政庁Ⅲ期と同じ呼称を用いることとする。

北辺について 条坊北端、言わば北極にかかわる遺構（北1条路）についての確認例はない。1条路については、大宰府史跡第70・120次調査（左郭1条7坊付近。なお大宰府史跡調査については、以下、史70次のように略称する）で、築地と想定される暗渠施設群・版築遺構の北側に、道路側溝と想定される東西溝（SD3594・SD1850・SD1830）による带状空間が確認されている。この带状空間が1条路推定位置にあることから、1条路とみている。なお、道の南に沿う築地は当初存在した観世音寺北面築地とみられ、このことから当初の寺域は東西南北約170m四方（条坊区画4坪分。南北は1条路・3条路に挟まれる）と筆者は想定する。北面築地については『延喜五年観世音寺資財帳』では「无実」となっており、仁和2年（886）の「不与解由状」にその理由が言上されたことが見えることから仁和2年をあまり遡らない時期に廃されたとみられる。これを示すように、築地上で検出された土坑SX1800からは大量廃棄された9世紀中～後期の遺物が出土している。『延喜五年観世音寺資財帳』には東西両面の築地が南北両面の築地より長く記されているが、おそらく9世紀末頃に寺域が北に拡張され、それに伴い北面築地及びこの部分の1条路が廃されたと考える⁽⁹⁾。

南辺について 条坊南端については、小鹿野亮2008の検討がある。筑紫野市教育委員会が行った条258次（右郭22条2坊）では、22条（史料記載最大条数）の南を限る22条路と想定される東西道路が検出されている。この周辺の試掘・発掘調査状況を見ると、この22条路より北側（条坊内）では遺構が検出されるものの、南側ではほとんど遺構が検出されないという。この南には「郭南条里」と呼ばれてきた条里プランに基づく方格遺存地割があり、22条の南側から広がっていることが古地形図との対照から推測される。つまり、史料記載の南限22条が大宰府条坊南限だった可能性が高くなったといえよう。また、検出された22条路の路面幅は約8mもある大きなもので、これは官道と

ほぼ同規模という。大宰府鴻臚館（筑紫館）に繋がる水城西門ルートが条坊南西端でこの22条路に接続し、推定羅城門の位置で朱雀大路南端と接続することも想定されている。

なお、条坊域と南に広がる条里地割の主たる接点となる朱雀大路沿いをみると、その南延長上には条里地割を割くように細長い南北地割が伸びることが知られている。これは南の二日市温泉に続いており「湯大道」という小字名も残っている。これは朱雀大路からさらに南進する南北道の名残と考えられ、昭和23年（1948）の古地形図との対照から、周辺に広がる条里地割は政庁Ⅱ期の朱雀大路の幅を考慮して東西に割り振られたことを窺うことができそうである。つまり「郭南条里」は朱雀大路を基点に施工されたことが推察される。

右郭の範囲について 右郭については、政庁Ⅰ期新段階の条坊区画遺構（条122・222次）を除くと、右郭8坊までの範囲で区画遺構を確認している。これは『観世音寺文書』記載と同じ範囲である。右郭8坊路推定ライン上では条154次で南北溝を確認し（条154SD075、右郭17条8坊）、奈良時代以降の遺構を条154次また条1次（右郭8条8坊付近）でも確認している。

右郭8坊以西については、平安時代後期の遺構は比較的よく確認されているが、それ以前のものは官道沿いを除くと遺構・遺物ともほとんど確認されていない。官道東門ルート隣接地の条264・265次では（右郭3～4条9坊）、奈良時代の建物群が検出されたものの3条路推定ライン上で道路は検出されていない。また条122・222次（右郭12～13条10～11坊付近）では、90m推定プラン上に区画遺構は検出されず、かえって西に広がっている条里プランと整合する区画が検出されている。遺構・遺物から遅くとも政庁Ⅲ期にはこの条里区画が施工されていたことは明らかだが、出土する奈良時代以降の遺物の存在から、政庁Ⅲ期より前から条里施工がなされていたことも想定される。

なお、水城の東西両門からそれぞれ伸びる官道は、いずれも右郭8坊付近を目指して直進している。東門からの官道と右郭8坊との接続が推定される地点は、平安期以前より「苅萱関」⁽¹⁰⁾が置かれていたと伝えられており、ここで政庁南門の前を通る4条路（平城京二条大路に相当か）と接続していることが想定される。西門からの官道が条坊南辺の22条路と接続する可能性があることは前述のとおりである。このように官道との接続をみても、政庁Ⅱ期当初から右郭は8坊までだった可能性は高いとみている。

左郭の範囲について 『八幡宇佐宮御神領大鏡（『宇佐大鏡』）⁽¹¹⁾にみる久安4年（1148）12月17日の府下文から、当時左郭12坊路が「京極大路」と呼ばれたことを窺うことができる。

条217次（左郭5条12坊）は左郭12坊路推定ライン上にあたり、政庁Ⅲ期（11～12世紀に使用された道路遺構と、政庁Ⅱ期末～政庁Ⅲ期初頭（10世紀中～11世紀初頭）に埋没した道路側溝とみられる南北溝（条217SD048）を検出している。

この東側には条里プランに基づく遺存地割が広がっている。条217次では、この条里地割の1/2に位置する東西溝（条217SD020）が政庁Ⅲ期左郭12坊路東側溝（条217SD015）に接続していることを確認した。また遺存地割から4条路－左郭12坊路交差点が条里区画の起点となっている可能性が窺えるが、条224次（左郭5条12坊）では、すぐ北を通る4条路（政庁南門前面を通る東西道路）との交差点付近から左郭12坊路東側溝が東へ折れ曲がる状況を確認している。以東の条里区画の存在は条137・260次（いずれも未報告）でも確認されており、条里の範囲からみても、政庁Ⅲ期の条坊範囲は確定されたと考える。なお、北東にある太宰府天満宮周辺の地割について、南北方向の地割が北東へ大きく振れているため斜行地割と呼ばれているが⁽¹²⁾、東西方向の地割は上記の4条路を起点とする1町間隔の地割と合致しており、天満宮門前の参道（東西道路）もこの上にある。これらも一連の条里地割と考える。

ここで、一つ検討すべきことがある。右郭は政庁Ⅱ期において8坊を範囲としていたと考えられる中、左郭が当初から12坊まで施工されていたかどうかは重要な問題である。ここでは左郭8坊以西と左郭9坊以東と視点を分けてみていくこととする。

まず、左郭8坊の条坊施工については、国道3号線（旧称、南バイパス）敷設に際して福岡県が行った調査で、左郭8坊推定ライン上で政庁Ⅱ期道路側溝とみられる9世紀末～10世紀初頭埋没の南北溝（御笠川南条坊遺跡第3次調査のSD304、左郭10条8坊）が確認されている。また左郭8坊は観世音寺が所在するが、これは斉明天皇供養のため建立された寺で、孝徳天皇に関わる伝承を持つ般若寺（左郭15・16条4・5坊付近）と共に、奈良時代には条坊内にあったことは理解できよう^{（13）}。こうした状況から、左郭8坊までは政庁Ⅱ期当初には機能していたとみてよいだろう。

ただ、遺構検出例が少ないことは気になる。御笠川南条坊の調査では9世紀末～10世紀の土坑は確認されているが、それ以前の遺構はほとんど見られないようである。この北側の御笠川南岸近くを調査した条225次（左郭9条8坊）でも同様に、展開する遺構の上限は平安時代前期頃であり、このころ自然流路（条225SD060）を埋めて整地（条225SX050・055）を行っている。こうしたことから本格的な土地利用は9世紀以降とも想定される。

次に、左郭9坊以東については、平安時代後期～中世の遺構が密度高く展開するものの、それ以前の遺構についてはあまり知られていない。古い遺構が消失した可能性もないわけではなからうが、奈良～平安中期頃の遺構・遺物はともに僅少という状況である^{（14）}。政庁Ⅰ期の条坊遺構とみている条157次の左郭7条路と11坊路交差点のL字溝（条157SD205）も、溝が8世紀初頭に埋まった後は、多少窪んだところに奈良～平安後期の遺物を含むたまり状の堆積が検出される程度で、区画遺構が再掘削されたような痕跡は認められなかった。

以上をまとめると、左郭においては、まず飛鳥期に左郭11条付近を含む広い範囲で条坊施工がなされたことが窺える。ところが奈良時代には観世音寺が所在した左郭8坊辺りまでは条坊区画が利用されていた可能性はあるが、左郭9坊以東の条坊区画が機能していたかどうかはまだ疑問の余地がある。ただ政庁Ⅱ期の左郭12坊路関連溝（条217SD048）の存在から、平安時代中期までに左郭は12坊まで拡張されたことは想定される。

なお、左郭の南東部は丘陵地帯であるが、平安時代中～後期の文献史料にはここも条坊呼称がなされている。この一帯の条坊調査例はほとんどなく、条坊施工の実態は今後の調査を待たざるを得ないが、丘陵部における条坊痕跡や施工の事例がないわけではない。般若寺（左郭15～16条4～5坊付近）は丘陵頂部に位置するが、これに向かう現在の坂道には条坊ラインと重なるものがいくつかある。また条235次（左郭12条5坊、未報告）では、左郭5坊路推定ライン上に道路側溝とみられる南北溝2条が検出され（調査所見では溝埋没時期は10～12世紀）、これを北に向かって傾斜地を下り、条239次（左郭11条5坊）検出の道路（溝群）に繋がるとみられる。こうした事例から丘陵上の条坊施工はあったと考えられ、今後の調査によって明らかにされることを期待したい。

文献史料にみる条坊範囲について 上記の結果をみると、政庁Ⅱ期において条は1～22条、左郭は12坊、右郭は8坊の範囲で遺構が検出されていることになる。その範囲は『観世音寺文書』『宇佐大鏡』（政庁Ⅲ期）にみる条坊呼称記載範囲と同じである（井上2001）。

なお、これら条坊端部と目される位置で、羅城遺構が確認された事例は今のところない。ただ、22条路を調査した条258次では瓦が比較的多く出土したと聞いている。具体的なことは整理報告を待ち、また今後の調査に委ねたい。

4 朱雀大路の概要

大宰府政庁前面から南に伸びる郭心南北大路の名称は伝わっていないが、都城にならって、朱雀大路と仮称する。

大宰府の朱雀大路の発掘調査は、15ヶ所ほどの調査例があり、主に側溝を素材として復元研究がなされている。狭川真一は、当時知られていた4件の調査を元に朱雀大路について分析を行い、両側溝をもつ幅広の大路の存在を具体的に示した（狭川1994）。また氏が執筆・編集した朱雀大路関連の発掘調査報告書でそれまでの成果をまとめている（狭川1998）。このほか、条133次（右郭15条1坊、西側溝）、条168次（左郭14条1～3坊、東側溝）、条200次（右郭20条1坊、西側溝）、などの朱雀大路関連の発掘調査報告書が刊行されている。

1) 朱雀大路施工時期

朱雀大路の施工時期については、それを窺う直接的な証拠は今のところない。狭川1998では、第Ⅱ期大宰府政庁の成立（8世紀第1四半期、和銅～養老前半）と同時施工と考える。第Ⅱ期政庁造営が平城京成立直後と考えられる中、第Ⅱ期政庁と朱雀大路の関連は認めるべき視点であり、以下述べるように両者の中軸線がほぼ同じと見做される点からも、朱雀大路は第Ⅱ期政庁と概ね同時施工と見て差し支えないだろう。

2) 朱雀大路の規模

当初の朱雀大路規模について、狭川1998では、両側溝芯々距離が36.201～37.899mとみられることから平均値37.803mを提示、側溝上端幅も条142次（左郭12条1坊）の東側溝例を挙げて約2mと仮定し、路面幅を35.8m（大尺100尺、小尺120尺）とした。ただ、側溝幅については溝肩の埋没時までの毀損や浚渫を考慮する必要があると、当初から2mもの幅をもっていたかどうかは疑問ではある。検出されている側溝をみると、概ね溝底幅が0.5～1m程度、溝壁は直立しているものが見受けられる。また深さは周辺地形からみて1mを超える可能性のものもある（条220次（左郭11条1坊））。なお、朱雀大路の規模は、側溝芯々間が74.5m（210大尺）とされる平城京朱雀大路のほぼ半分である。これは平城京朱雀大路の1/2を意識したものとして理解される。

3) 朱雀大路の座標上の振れ

朱雀大路の設計を窺うため、検出した側溝の座標上の振れの検討も行われている。狭川1998では、政庁中軸線の振れがGN0°34'24"Eであるのに対し、朱雀大路の振れはGN0°29'05"E（条181東側溝と条150次西側溝で検討）と示している。政庁中軸線と朱雀大路中軸線それぞれの振れに若干違いがある理由については、御笠川河川改修工事の際朱雀大路ライン上で巨大礎石が出土したためここに朱雀門があったことを推定した上で、朱雀大路設計基点が朱雀門にあった可能性を指摘する（狭川1994）。他にも、小鹿野亮が鷺田川以南検出の朱雀大路について検討を行っており、その振れをGN1°6'43"Eと算出している⁽¹⁵⁾。筆者は、朱雀大路南延長上に基肄城東北門が位置することに注目、両者を結ぶ南北道と平城京南の下ツ道との配置上の類似もあり、第Ⅱ期政庁・朱雀大路・基肄城東北門の配置に意味があると考え、第Ⅱ期政庁・朱雀大路設計の南の基点を基肄城東北門に想定、政庁南門中点とを結んだラインの振れがGN0°16'E程度となることから、この座標上の振れを基に設計が行われたと推測する（井上2009）。

このように検討がなされているが、巨視的にみると政庁中軸線と朱雀大路中軸線は概ね一致していることには違いない。多少の空間的誤差・施工時期差があったにせよ、第Ⅱ期政庁・朱雀大路の

両者が一体のものとして同時計画・施工されたとみて良いだろう。

4) 朱雀大路沿いの施設

朱雀大路沿いには、菅原道真の謫居地で知られる「南館」がある（伝、右郭12条1坊付近）。左郭14～15条1～2坊（西鉄二日市操車場跡地）では、奈良時代の大型建物群と共に佐波理をはじめとする高級食器・香炉等が集中出土しており、これを含む一帯が外国使節を安置した客館との想定もある（井上2010）。また従三位ないし四位参議以上が着用した白玉帯の検出例も朱雀大路沿いに多く⁽¹⁶⁾、重要なエリアだったことは想像に難くない。

これまで朱雀大路に沿った位置で、坊城垣の存在を示すような築地・柵は確認されていない。大路側溝埋土をみても、築地が存在した根拠を示すものもない。ただ、榎社南の条212次（右郭12～13条1坊）では、西側溝に沿った西側に南北にのびる地山の高まりがあったことが報告され、狭川1998では、条64次（左郭13条1坊）の例から、側溝脇には一定程度の空閑地があったことを想定している。筆者が調査した榎社の東に位置する条220次（左郭11条1坊）でも、東側溝に沿った幅3mほどの空閑地が確認されている。空間地東側の宅地エリアとの境には南北溝が設けられているが、この溝は11条路の位置で東に折れ、そのまま11条路北側溝となっていた。空閑地の意味は検討されなければならないが、こうした空閑地や高まりの存在は、今後も注意を払うべきだろう。

5) 朱雀大路道路幅の変遷

大宰府の朱雀大路は、時代とともに路面幅が縮小していくことが明らかとなっている。

条64次（左郭13条1坊）では、当初の東側溝（条64SD140）が8世紀後半に埋没し、その西側に順次溝が掘削され、時代と共に路面が縮小したことが窺える（条64SD150他）。条64SD140の約3m西側にある条64SD110は最終埋没が9世紀中～後期（大宰府編年Ⅶ期）である。

東側溝はその後さらに西側に移動し、ほぼ政庁中軸線の位置に至る。条179次（左郭11条1坊）では、政庁中軸線付近で平安時代後期に埋没した南北溝（条179SD010）を検出しており、それまで路面だった位置に展開する11世紀後半～12世紀頃の遺構を確認している。条179SD010の南延長上でも、条91次（左郭13条1坊）や条121次（左郭12条1坊）で南北溝とみられる遺構を確認しており、これが当時の東側溝と想定される。

西側溝を調査した条133次（右郭15条1坊）では、当初の西側溝（条133SD010）は8世紀後半以降に埋没し、その東約4.5mには11世紀末～12世紀初頭に埋没する南北溝（条133SD015）が掘削される。この両溝の間には9世紀代の井戸（条133SE035・040）があり、西側溝が条133SD015の位置まで移動した時期が9世紀代に遡ることが想定される。

これらをまとめると、当初幅120小尺程度だった朱雀大路は、8世紀後半以降（9世紀代の可能性もある）には政庁中軸線に沿って両側溝とも同様に縮小し、幅約100小尺程度になった。この当時の西側溝についてははっきりわかっていないが条133SD015の可能性があり、東側溝には条64SD110（9世紀中～後期頃埋没）がある。ただこの後しばらくは路面に遺構がまとまって侵出した形跡は今のところ確認できないため、この状態で路面が継続したと想定される。路面上に遺構が侵出するのは鷺田川北側では政庁Ⅲ期以降（おそらく11世紀後半以降）である。この頃の両側溝から道幅約50小尺（約15m）と判る。縮小の際は東側溝が大きく西側へ移動している。この理由は、他区画と比較して面積に大きな差異があった朱雀大路沿いの左右郭各1坊が、このように縮小することで他区画と同一面積を確保し、いわゆる平安京型条坊を実現したことが考えられる（井上

2008・2009)。このことで政庁と条坊区画との設計上のズレが顕現することになっただろうが、これは即ち、政庁と一体的に設置された朱雀大路の意味が薄れ変容したことを示すもので、大宰府官司の変容や当時の土地利用の実態を物語っているものと理解されよう。

その後の朱雀大路については、榎社周辺から南の鷲田川付近の調査例では、周囲と比べて路面は下がり、そこに流水の痕跡も認められる。これは道路管理がなされなくなり、路面が削平（おそらく消耗による）されても、そのままにされた結果と考えられる。現在これに沿って水路が通っているが、この状態を引き継いだ姿と捉えられよう。

5 最後に

以上、大宰府条坊の実態について基礎的な情報を紹介しつつ述べてきた。冒頭で条坊区画遺構の取り扱いや時期判断が研究者によって異なることを述べたが、筆者の見解についても特に遺構の取り扱いや時期判断については異論も出よう。例えば、出土する最新期の遺物が平安時代後期や中世のものであるため考古学的には通常政庁Ⅲ期・中世の溝としか呼ばれることのない区画遺構を以て古代の大宰府条坊区画だと述べることは、物証を基本とする考古学にとっては大変難しい判断と見做されるだろうし、その造営が藤原京期に遡るということを数少ない証拠をもって論ずることに少なからず抵抗があると見られる。確かに検出される遺構・遺物に付随する直接的な考古学情報だけを見るとそのようになるが、それだけに囚われた結果が条坊研究をわかりにくいものにしてきたように思う。

筆者の検討は、遺構・遺物から得られる直接的な情報だけでなく、例えば埋没経緯の推定・埋土状況の観察といったそこに付随するその他の情報も丹念に洗い出すことで、資料の見方・取扱い方・前提条件の捉え方を見定めつつ、また測量成果や文献史料といった各種資料にも十分重きを置くことで、蓋然性を求めた結果得られた成果と考える。

これまで検討を通して得た区画遺構の取り扱い・視点については、本文及び註5で述べてきたが、最後に補足をしておきたい。

まずは、大宰府では条坊区画・道路の利用期間が長期に亘ることを認識しなければならない。一見静的・固定的に見える区画・道路遺構も、多くの場合動的に変化を遂げていること、我々が遺跡として見るものはその最後の姿ということを十分理解する必要がある。つまり、条坊区画は公的に管理されており、毀損があればすぐに補修の手が加えられたということである。それが長期間に及ぶとなると、検出されるほとんどの道路遺構は改変・削平され当初の姿はとどめていないということになる。側溝の場合だと、我々が得ることができる直接的な条坊情報とは、浚渫が繰り返された側溝の最後の姿だけであり、位置情報だけである。側溝埋土から出土する遺物も、そこに含まれる最新時期の遺物が埋没時期の上限を窺う材料となるだけであって、それでさえ厳密な意味においては埋没時期判断を行う物証としては不十分なのである。また路面も通行に応じて多少なりとも消耗したはずであり、特に条坊道路路面の整地は、よほど条件が整っていない限り敷設当初のものとするべきではなく、まずは路面修理や再整備を考えるべきだろう。

さらに、側溝は機能時には常に開口していた、ということを念頭に置かねばならない。このことは時期判断の根拠とする遺構切り合い関係の取扱にも注意を払う必要が生じる。例えば、側溝と切り合い関係のある古い遺構の年代観をもって側溝掘削時期については道路敷設時期を推察する材料とする場合があるが、筆者が担当した条220次（左郭11条1坊）では、開口している朱雀大路東側溝を切り込んで平安時代の井戸が掘削され、井戸枠を側溝脇に設けた後に掘り方が埋め戻され、東側

溝も復元されていた。これにより、遺構検出時の見かけ上の切り合い関係は井戸が朱雀大路側溝に切り込んだ形となっていたのである。側溝が開口していることを理解しておかないと、井戸掘削後に朱雀大路側溝が掘削されたと誤判断することになりかねない。

このほか、側溝埋没を以って道路機能停止と述べられることもあるが、条222次（右郭12条11坊付近。条里区画を検出）では、道路側溝埋没土の上に通行痕跡が残されていた。このすぐ脇に平行して現在も道路が通っているが、道路遺構の路面上に量的にまとまった遺構侵出が見られないことをみると、道路は廃絶せずに継続し続けたことは間違いなさだろう。つまり側溝廃絶は側溝管理の停止を示しているだけで、道路機能停止の根拠とはならないのである。条坊推定プラン上に現在道路が通っている事例はいくつもある。

道路は時間とともに動的に変化するものである。このことを念頭におかず道路遺構を静的・固定的な遺構と同様の資料解釈を行うと、誤った結論に至る場合があるということを述べてきた。とりわけ考古学が物証を根拠とする故にその誤りに気づかない場合があり、それが時期の問題に関わってくると歴史学として成り立たなくなる。今後も資料解釈については研鑽を重ねていきたい。

（平成22年12月19日脱稿）

註

- (1) 研究史については、井上2001等で述べていることもあり本稿では割愛した。
なお、本稿で引用する主だった研究、また最近の研究について、以下列記する。
鏡山猛1968『大宰府都城の研究』風間書房
金田章裕1989「大宰府条坊プランについて」『人文地理』41巻5号人文地理学会
狭川真一1990「大宰府条坊の復元」『条里制研究』第6号条里制研究会
狭川真一1993「大宰府の造営」『古文化談叢』第31集別冊九州古文化研究会
狭川真一1994「大宰府の朱雀大路」『文化財学論集』奈良大学文化財学論集刊行会
狭川真一1996「条坊関連遺構の検討」『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市教育委員会
井上信正1997「大宰府条坊の区割りについて－発掘調査からの試案－」『条里制研究』第13号条里制研究会
宮本雅明1998「大宰府の都市」『太宰府市史 建築美術工芸資料編』太宰府市
狭川真一1998「大宰府条坊跡Ⅹ－推定大宰府朱雀大路周辺の調査」太宰府市第37集
井上信正2001「大宰府の街区割りと街区成立についての予察」『条里制・古代都市研究』通巻17号条里制・古代都市研究会
中島恒次郎2008「居住空間史としての大宰府条坊論」『九州と東アジアの考古学』九州大学考古学研究室50周年記念論文集刊行会
井上信正2008「大宰府条坊について」『都府楼』第40号（財）古都大宰府保存協会
小鹿野亮2008「大宰府羅城門とその周辺」『都府楼』第40号（財）古都大宰府保存協会
西谷正2009「大宰府都城制－とくに水城と条坊制の系譜－」『水城跡－下巻』九州歴史資料館
井上信正2009「大宰府条坊区画の成立」『考古学ジャーナル』No.588ニューサイエンス社
井上信正2010「大宰府朱雀大路沿いの大型建物群と出土品」『都府楼』第42号（財）古都大宰府保存協会
- (2) 「第Ⅱ期」「政庁Ⅰ期」などローマ数字で表記する画期は、大宰府政庁跡の調査で判明した遺構画期に基づく。政庁域において、8世紀初頭以前の掘立柱建物が展開する時期を政庁Ⅰ期、8世紀第1四半期末頃に建てられた礎石建物の時期を政庁Ⅱ期、藤原純友による大宰府焼亡（天慶4年（941））以降に再建された現在地表に見える礎石建物の時期を政庁Ⅲ期とする。なお、政庁Ⅲ期の政庁域の遺構は11世紀中～後半頃に廃絶するとされるが、本稿では文献史料との対比の兼ね合いから、概ね平安時代末までの遺構を政庁Ⅲ期遺構として述べることにする。なお政庁Ⅰ期については、7世紀末～8世紀初頭頃の新段階とそれ以前の古段階に分かれることが提示されており（『大宰府政庁跡』九州歴史資料館2002年）、本稿もこれに従う。
- (3) 本稿は、平成19～21年度文部科学省科学研究費補助金「東アジア諸国における都城及び都城制の比較を通じてみた日本古代宮都の通時的研究」（基盤研究（B）、研究代表者：山口大学人文学部橋本義則教授（日本古代史））での成果の一部を骨子とし、併せて加筆等を行ったものである。
- (4) 現在のところ、条坊軸線の振れと政庁中軸線の振れ（GN0°34'24"E）は同じと仮定して計算を行っている。ただ、条坊施工が第Ⅱ期政庁造営を遡ることを踏まえるとその軸線は異なることが想定されるため、事例増加に伴い検討を加える必要はある。
- (5) 区画溝に関する時期推定は大変難しい作業である。通常、埋土中から出土する最新の遺物を埋没時期の根拠とし、そこからあまり遡らない時期を機能時期と考えることが多いが、出土遺物のみの時期推定は十分とはいえない。

ない。大宰府条坊跡では、継続的に土地利用がなされまた遺構面が複数形成されていることから、層序や遺構切合から確実な前後関係を述べるができる場合も多いが、こうした中でも新しい遺構から古い遺物のみしか出土しない場合も多々ある。例えば、現代の掘乱遺構から奈良時代の遺物しか出土しなかった場合、埋土状況や遺構形態から現代遺構と判断されるわけだが、こうした現象を想定せずに短絡的に出土遺物だけで遺構時期を判断することは実は危険なことである。

溝に限らず、時期推定に遺構埋土（大宰府条坊においては淡茶色～ピンク色土系（飛鳥～奈良初頭）→灰色土系→黒色土系（平安後期）の推移が認められる）や、遺構形態（直進性をもつ道路側溝→蛇行溝・連続土坑への推移）を根拠とする方が妥当な場合があることを経験的に感じる。埋土状況を含め様々な観点から時期の検討ができるような調査と記録が必要である。

こうした視点に立つと、埋土中に政庁Ⅲ期以降の新しい遺物が含まれる溝の中にも、実際は政庁Ⅱ期以前の開削のものが少なくないと考えられる。井上2001では、大宰府編年Ⅹ期（10世紀後半～11世紀初め）に埋没時期をおく溝について政庁Ⅱ期にも利用されたことを認めるべきだとしたが、条坊プランがほぼ確定した現在、これに沿った区画溝は中世以降の埋没を示している、まずは条坊区画の継続という視点から検討を加えるべきだろう。

- (6) 全体的にみても事例は少なく、奈良時代以前の条坊道路事例でもこうした形態のものはほとんどないことから、当初からのオープンカットは基本的にないと考えられる。なお、御笠川以北や鷺田川以南にみられる運河や濠とみなされてきた遺構についても、こうした視点から当初は道路として使用されていないか、検証は必要となろう。
- (7) 『大日本古文書』所収。なお、井上2008・2009では、本文・図版とも長徳4年と誤記している。お詫びとともに「長徳2年」と訂正をお願いしたい。
- (8) 条坊道路の呼称については、条坊数を冠した史料はない。本稿の道路呼称は筆者が表記の利便を図るため採用しているものである。それは宮都での事例を踏まえ、左郭においては区画呼称を東・南の道路呼称に使用し、右郭においては区画呼称を西・南の道路呼称に使用することとした。条坊北端の東西道路については、北一条路ないしは条坊北辺道路と呼称することとなる。
- (9) SK1800出土遺物は9世紀中～後期（大宰府編年Ⅶ期頃）の標識遺構とされ、また「観」字墨書土器が出土したことで知られている。

なお、2005～2007年に九州歴史資料館から刊行された『観世音寺』報告書では、ここを北面築地と解釈していない。報告書での寺域の考察にあたっては検出遺構と『延喜五年観世音寺資財帳』記載内容を対比させる手法をとられているが、その基点には遺構として確実とは言いがたい南大門推定地に求めたことで、史料との整合が図れておらず、条坊プランとも齟齬が生じている。このことについては稿を改めて論じたい。

- (10) 現在「荳菴関」石碑が建てられているのはこれよりかなり西側である。石碑の位置が誤っていることは藤田敏彦氏より指摘されており（『わがまち散策～太宰府への招待』第1巻（太宰府市、1990年）および藤田氏メモ（宮崎亮一氏ご教示）、元来の伝承地は関屋島居西側にある祠付近とみられる。このことは江戸時代に描かれた『西都旧跡十二景』（福岡市博物館蔵）や『筑前名勝画譜』（国立公文書館蔵）等からも窺える。
 - (11) 『神道大系』（神社編四十七字佐）所収
 - (12) 山村信榮「大宰府」『季刊考古学』93号 雄山閣 2005年
 - (13) 出土瓦等から、観世音寺・般若寺とも奈良時代に所在していたことが知られる。なお、杉塚廃寺（条坊南西部）も条坊内寺院と想定されてきたが、左郭範囲が8坊となるとこれは条坊外となる。つまり、奈良時代の太宰府条坊内寺院は天皇に関わる伝承をもつ二寺だけとなる。
- 杉塚廃寺については、礎石建物と瓦の出土、また伝承によって寺院址とされているが、その実態は明らかでない。ここは、水城西門ルートの官道がこの北側から東に向かって通っており、その先がまさに条坊域との接点に当たる。水城東門ルートの官道と条坊域の接点に荳菴関が設けられたことが想定されるように、この遺跡は寺院址ではなく、条坊との接点に設けられた交通関連施設との想定もできるのではないかと。瓦葺建物は野磨駅（兵庫県上郡町落遺跡）等の事例も知られているところであり、こうした視点からの解明も期待したい。
- (14) 報告書が刊行されたものに、条51・55・156・157・158・217・224・233・234・244・248・252次等がある。遺構から奈良～平安中期の状況を推察することはなかなか難しいが、遺物は奈良後期～末以降のものが散見される。
 - (15) 小鹿野亮「朱雀大路関連遺構の位置関係と政庁中軸線の振れ」『大宰府条坊跡－第200次発掘調査－』筑紫野市教育委員会2003年
 - (16) 井上信正「榎社周辺の遺跡」『国宝天神さま－菅原道真の時代と天満宮の至宝』九州国立博物館2008年

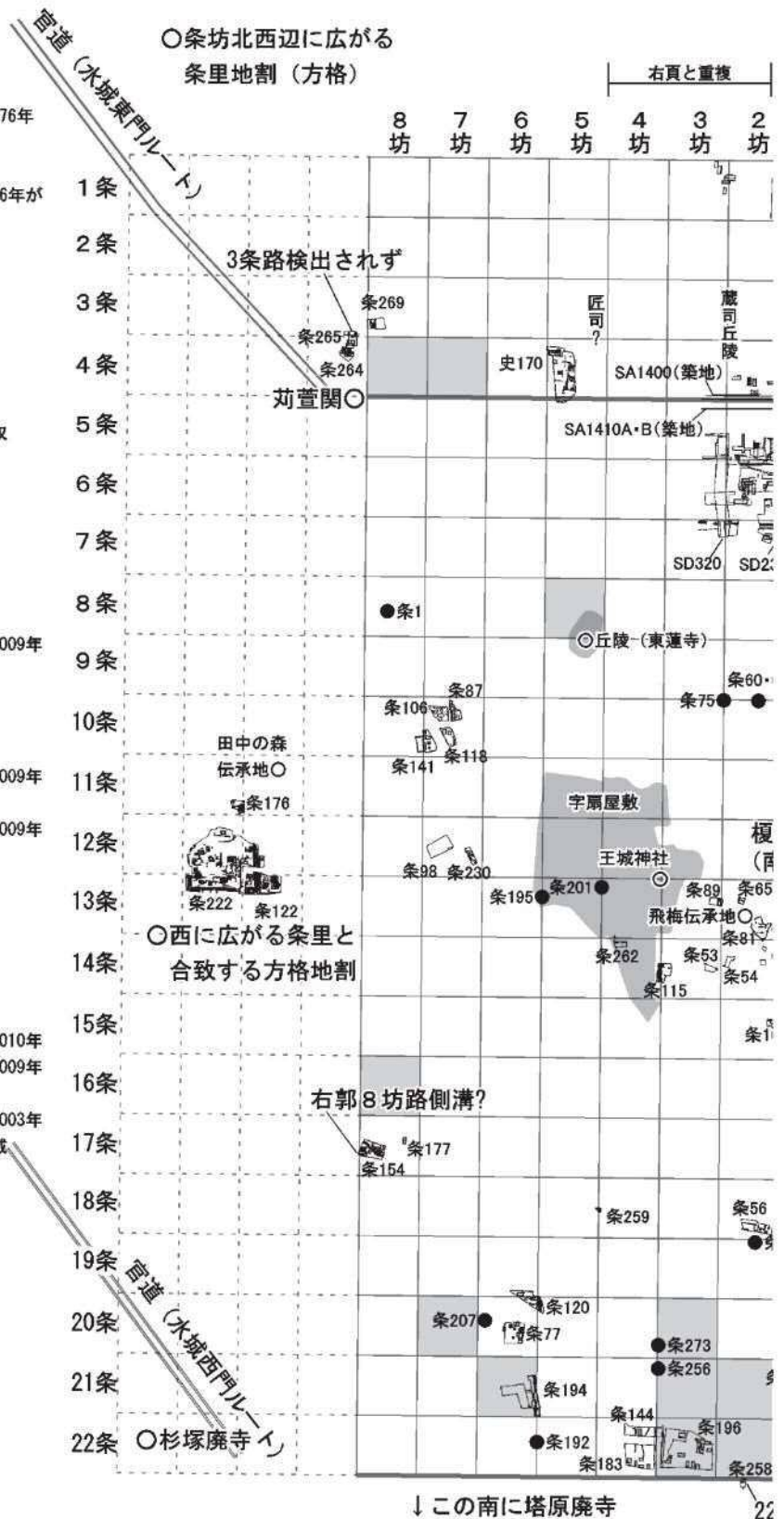
（いのうえ・のおまさ 太宰府市教育委員会文化財課主任主査）

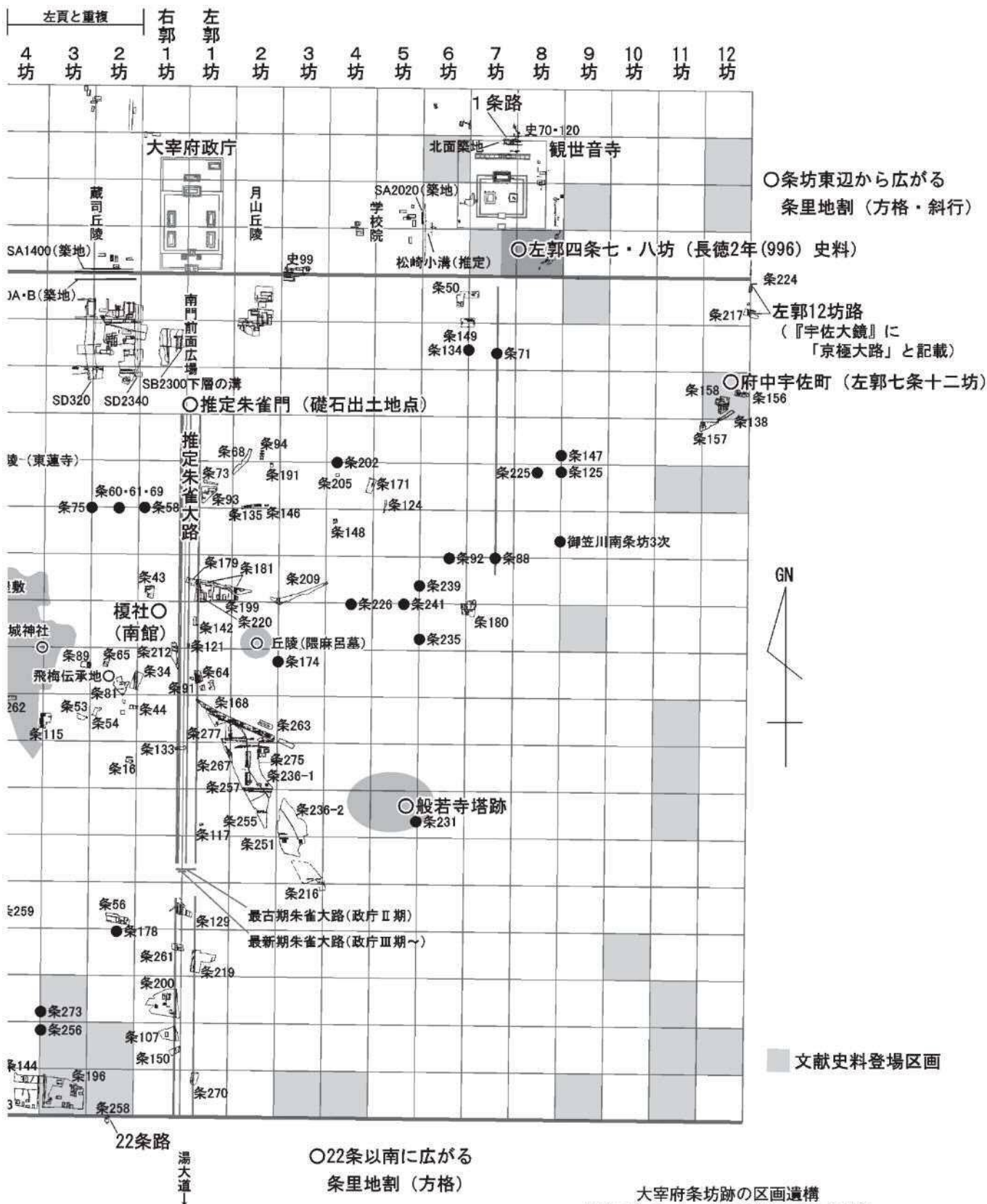
【刊行報告書等】※主に本文引用分について掲載

御笠川南条坊遺跡第3次調査：

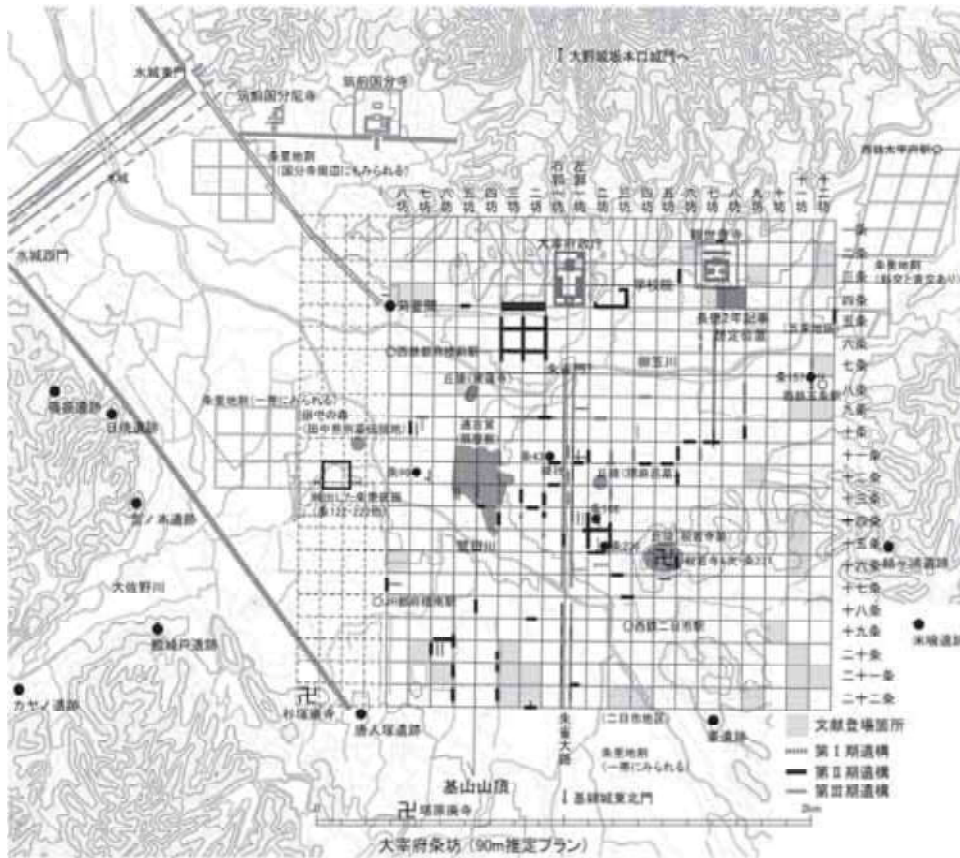
『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告第3集』福岡県1976年
 史70：『大宰府史跡—昭和56年度発掘調査概報』九歴1982年
 史120：『大宰府史跡—平成元年度発掘調査概報』九歴1990年
 ※親世音寺域については、『親世音寺—寺域編』九歴2006年が正式報告書となる。

史99：『大宰府史跡—昭和61年度発掘調査概報』九歴1987年
 史170：『大宰府史跡』太宰府市第36集1997年
 条1：『大宰府条坊跡』太宰府市第5集1982年
 条44：『大宰府条坊跡Ⅶ』太宰府市第28集1995年
 条64：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第37集1998年
 条81：『大宰府条坊跡Ⅶ』太宰府市第28集1995年
 条87：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第30集1996年
 条88：未報告。概要は『太宰府市史考古資料編』1992年所収
 条89：『大宰府条坊跡Ⅶ』太宰府市第28集1995年
 条91：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第37集1998年
 条106：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第30集1996年
 条118：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第30集1996年
 条120：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第48集2000年
 条121：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第37集1998年
 条122：未報告。『大宰府条坊跡27』に全体図掲載
 条129：『大宰府条坊跡—第129次発掘調査』筑紫野市第97集2009年
 条133：『大宰府条坊跡Ⅶ』太宰府市第29集1995年
 条135：『大宰府条坊跡24』太宰府市第71集2004年
 条142：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第37集1998年
 条141：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第30集1996年
 条144：『大宰府条坊跡—第144次発掘調査』筑紫野市第98集2009年
 条149：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第43集1999年
 条150：『大宰府条坊跡—第150次発掘調査』筑紫野市第95集2009年
 条154：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第48集2000年
 条157：『大宰府条坊跡21』太宰府市第61集2002年
 条158：『大宰府条坊跡21』太宰府市第61集2002年
 条168：『大宰府条坊跡22』太宰府市第69集2004年
 条178：未報告。概要は井上信正2001に掲載
 条179：未報告。概要は井上信正1997・2001に掲載
 条181：未報告。概要は井上信正1997・2001に掲載
 条183：『大宰府条坊跡—第183次発掘調査』筑紫野市第99集2010年
 条185：『大宰府条坊跡—第185次発掘調査』筑紫野市第94集2009年
 条194：『大宰府条坊跡Ⅹ』太宰府市第48集2000年
 条200：『大宰府条坊跡—第200次発掘調査』筑紫野市第75集2003年
 条209：未報告。主要遺構略図のみ井上信正2008・2009に掲載
 条212：『大宰府条坊跡ⅩⅦ』太宰府市第57集2001年
 条217：『大宰府条坊跡40』太宰府市第107集2009年
 条220：未報告。主要遺構略図のみ井上信正2009に掲載
 条222：『大宰府条坊跡27』太宰府市第81集2005年
 条224：『大宰府条坊跡40』太宰府市第107集2009年
 条225：『大宰府条坊跡26』太宰府市第76集2004年
 条236：『大宰府条坊跡36』太宰府市第99集2008年
 条239：『大宰府条坊跡28』太宰府市第82集2005年
 条258：筑紫野市未報告。概要は小鹿野亮2008掲載
 条264：『大宰府条坊跡37』太宰府市第101集2008年
 条265：『大宰府条坊跡39』太宰府市第104集2008年





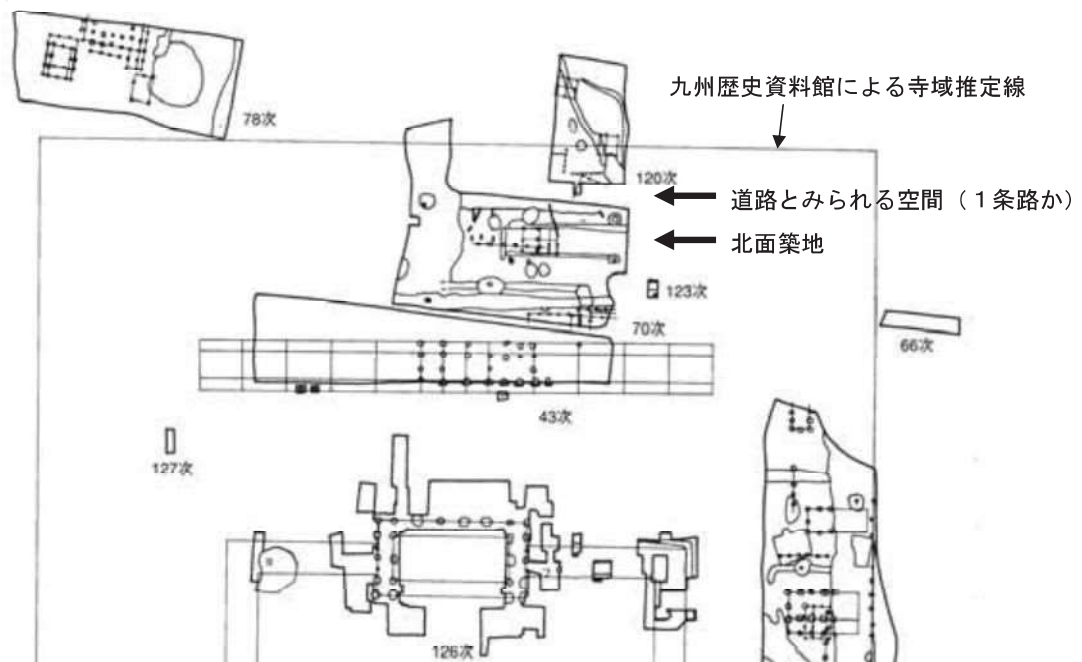
【大宰府条坊および周辺の状況】



▲2010年修正版

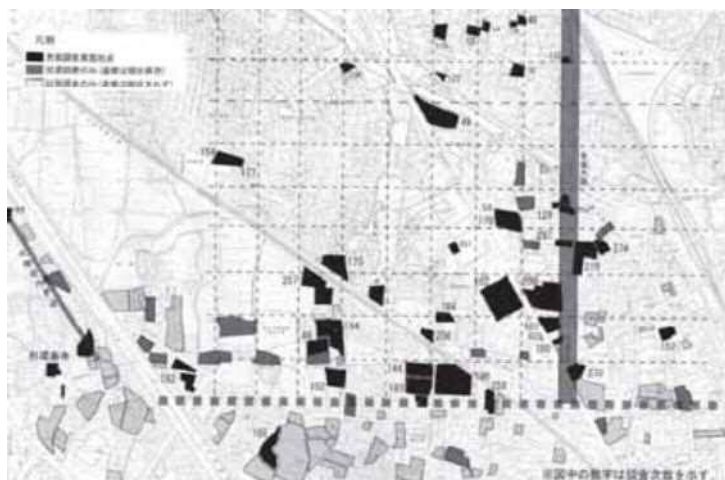
【大宰府条坊縁辺の調査】

- 1条路



観世音寺北辺にみられる築地および道路遺構（『観世音寺一寺域編』九州歴史資料館 2006年を一部改変）

●南辺



大宰府条坊南辺の遺構確認状況図（引用：小鹿野亮 2008 年）



大宰府条坊の南に広がる条里地割
（下図は1948年の地形図）

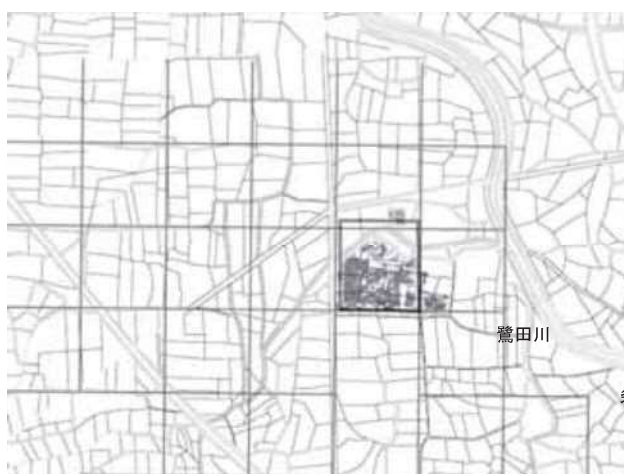
●西辺（右郭端の状況）

<右郭8坊例>

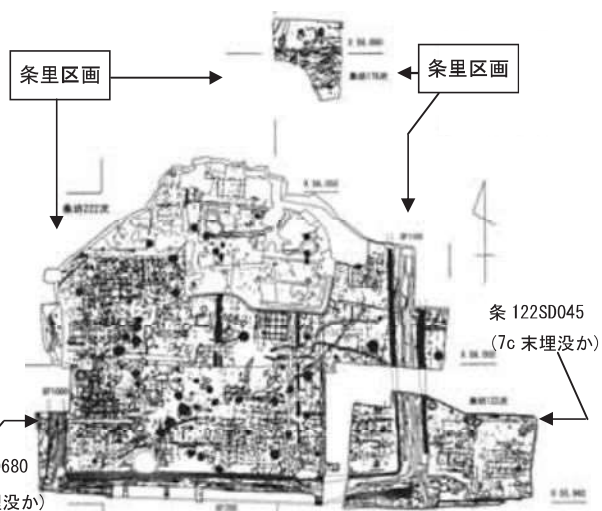


大宰府条坊跡第154次調査

<右郭10・11坊検出の条里区画（～平安後期）>

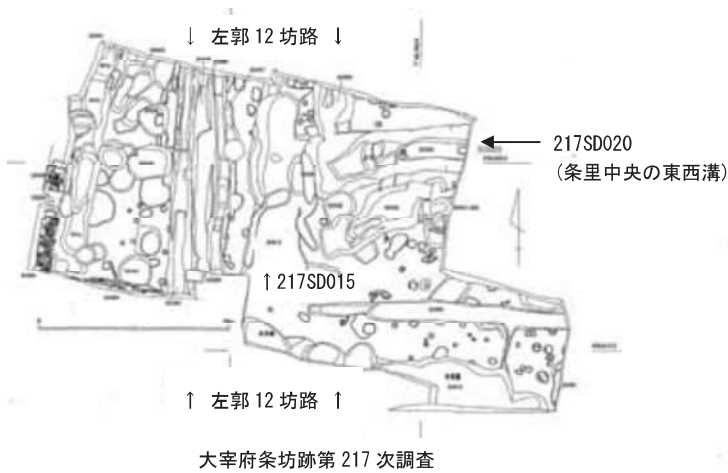
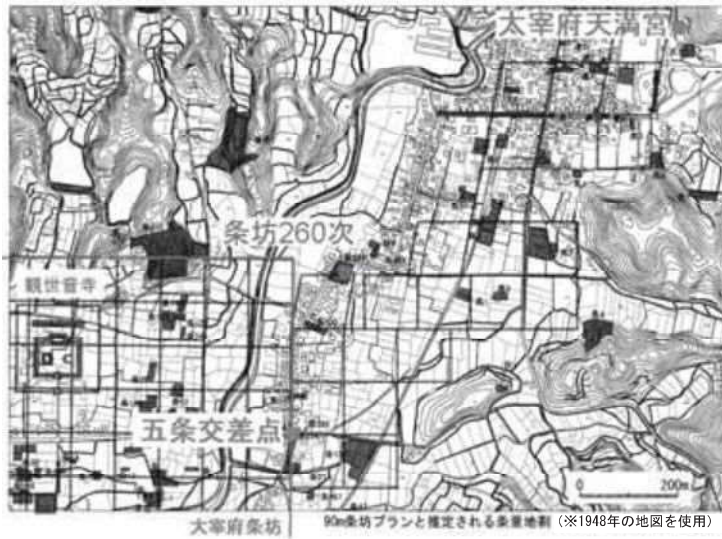


▲西に広がる条里と合致



大宰府条坊跡第222・122・176次調査

●東辺

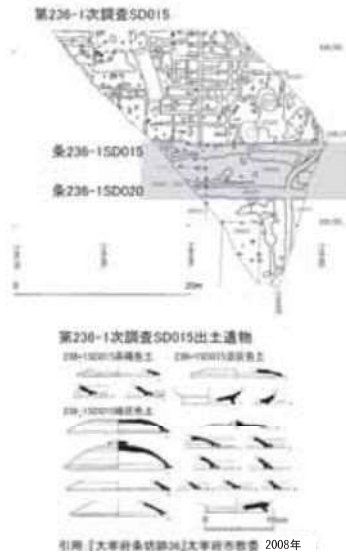


【条坊成立期の区画遺構・整地層の一例】

●左郭7条路・11坊路



●15条路（左郭2坊）



●整地層（右郭12条7坊、飛鳥Ⅲ末頃）

